

議案第73号

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年6月3日提出

上越市長 中川幹太

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上越市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年上越市条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表投票管理者の項中「12,800円」を「14,500円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800円」を「12,200円」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改め、同表投票立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表指定病院等における不在者投票の外部立会人の項中「10,900円」を「12,400円」に改め、同表開票立会人の項中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。